

令和7年

- 第4回 -

藤岡市教育委員会定例会議事録

藤岡市教育委員会

令和7年第4回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和7年3月26日(水)

午後2時54分

場 所 教育庁舎3階第1会議室

開 会

日程第 1 第2回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 議案第 8号 藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則の一部改正について

日程第 4 議案第 9号 藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正について

日程第 5 議案第10号 藤岡市立小学校、中学校管理規則等の一部改正について

日程第 6 議案第11号 藤岡市共同学校事務室運営要綱の一部改正について

日程第 7 議案第12号 令和7年度藤岡市教育委員会教育方針について

日程第 8 議案第13号 藤岡市奨学資金の貸与決定について

日程第 9 議案第14号 藤岡市中学校部活動指導員配置促進事業実施要綱の一部改正について

日程第10 議案第15号 藤岡市社会教育指導員の任命について

- 日程第 1 1 議案第 1 6 号 藤岡市指定重要民俗文化財の指定について
- 日程第 1 2 議案第 1 7 号 藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部
改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 8 号 藤岡市教育委員会事務局職員の任免について
- 日程第 1 4 議案第 1 9 号 藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 1 5 議案第 2 0 号 藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第 1 6 議案第 2 1 号 藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

閉 会

・出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	高 橋 祐 紀 君
委 員	内 田 孝 嗣 君	委 員	貫 井 真 由 美 君
委 員	秋 谷 雅 文 君		

・欠席委員

なし

・説明のため出席した者

教 育 部 長	酒 井 昭 仁 君	教育総務課長	山 下 由 希 子 君
学校教育課長	佐 藤 淳 君	生涯学習課長	塚 本 健 次 君
文化財保護課長	嶋 村 博 通 君	スポーツ課長	岸 憲 彦 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君		

・事務局職員出席者

係 長	島 田 修 平	書 記	温 井 謙 人
-----	---------	-----	---------

会議の概要

開会 14時54分

開 会

教 育 長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和7年第4回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、温井書記を指名します。

日程第1 第2回定例会の議事録の承認

教 育 長（田中政文君）日程第1、第2回定例会の議事録の承認についてですが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）第2回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）第2回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 教育長の諸報告

教 育 長（田中政文君）日程第2、教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教 育 長（田中政文君）最初に教育総務課です。

2月の定例会でご承認いただきました教育委員会関連の令和7年度予算は、3月19日に閉会した令和7年第1回藤岡市議会定例会において全て可決されました。

令和7年度の貸与型奨学金は、本日議案を提出しておりますので、この後ご審議いただきます。また給付型の看護師育成奨学金及び千美文化芸術奨学金につきましては、今月末までを申込み期間としておりますので、次回4月の定例会に議案として提出する予定であります。

次に学校教育課です。

3月6日、教育研究所の修了式を行い、1年間研究に励んだ9名に修了証を授与しま

した。この1年間、どの研究員も意欲的、計画的に研究を行い、授業力を向上させました。今後も指導力向上に向け自己研さんを積み重ねてほしいと思っています。

小中学校の卒業式では、3月13日に中学校524名が、24日には小学校442名が卒業しました。

本日、小中学校の修了式及び転退任する教職員の離任式を行い、令和6年度を終えました。

小中学生の進路につきましては、3月21日現在、中学校は卒業生524名中、再募集を含め公立高校等進学335名、私立高校進学149名、通信制等33名、就職3名、未定2名、在家庭2名となっております。

小学校は、卒業生442名中、432名が市内の中学校に進学し、中央中等教育学校や私立中学校等、市外等の中学校に10名進学します。

3月24日と25日に、本市に新採用となる教諭11名の面接及び配置校の内示を行いました。新採用者は皆やる気にあふれ、頼もしく感じています。初任の3年間で本市の教育をしっかりと学び、教員としての基礎、基本を身に付けてほしいと願っています。

次に生涯学習課です。

3月1日に、善意の会表彰式を市民ホールで開催し、各団体や小中学校から推薦されました善行者15名と小さな善意を進める啓発標語の入賞者21名を表彰しました。

また、3月5日から9日まで市民ホールにおいて、市民展覧会を開催いたしました。書道50点、美術97点、写真65点、合計212点の応募の中から、書道8点、美術9点、写真7点が入賞され、9日に地域づくりセンター藤岡で表彰式を行いました。

市民展の5日間の来場者数は837人でした。

2月の総合学習センターの利用状況ですが、文化施設利用227団体、2,564人、体育施設利用182団体、2,150人、合計409団体、4,714人でありました。

次に文化財保護課です。

3月2日に白石稻荷山古墳発掘調査の現地説明会を開催しました。午前中に2回、調査担当者が解説を行い、138名の来場がありました。

3日に毛野国白石丘陵公園史跡整備委員会を、4日には高山社跡保存整備計画策定委員会を開催し、前者では本年度の調査成果、後者では工事概要を報告し、ご意見を伺うなどいたしました。

5日、埋蔵文化財部門の文化庁調査官にご来藤いただき、毛野国白石丘陵公園史跡整備に関する現地視察と協議、ご指導をいただきました。

6日に本年度第3回目のフユザクラ樹勢回復臨時委員会を開催し、これまでの分析調

査の取りまとめと次年度以降の作業指針について協議していただきました。

8日から藤岡歴史館春季企画展「ムラと歩んだ古代の寺ー牛田廃寺の時代ー」が始まりました。ゴールデンウィーク後の5月25日までの開催です。

また、9日には総合学習センターを会場に、企画展関連の事業として群馬県地域文化研究協議会との共催で「藤岡の歴史的特性を再認識する～牛田廃寺と浄法寺、高山社に関する新情報～」とのタイトルで学習会を開催し、その中で文化財保護課職員から「ムラと歩んだ古代の寺ー県指定史跡牛田廃寺跡ー」、「高山社の養蚕改良」の2件の研究報告を行いました。総合学習センター南棟403学習室に満員の80人が集まり大盛況でした。座学の後には浄法寺へ移動して現地見学も行い、半数ほどの方がこちらへも参加されました。

18日には群馬県文化財保護審議会史跡・考古専門部会の皆様が浄法寺の聖徳太子供養塔、牛田廃寺跡、本郷埴輪窯址などと藤岡歴史館春季企画展を視察されました。

2月の藤岡歴史館の来館者数は438人、デジタル博物館のアクセス数は4,303件、高山社跡の来場者数は554人でした。

次にスポーツ課です。

大会関係では、2月22日、23日の2日間にわたり第40回藤岡市スポーツ少年団ミニバスケットボール大会、3月に入り2日に第22回藤岡市民軽スポーツのつどい、9日に第47回藤岡市長杯争奪卓球選手権大会、15日、16日の2日間にわたり第30回藤岡市中学生サッカー交流大会など7大会が開催され、1,135人が参加しております。

教室関係では、小学生バレーボール教室、ハンドボール教室、ジュニアスキー教室の3教室が開催され、41人が参加いたしました。

最後に学校給食センターです。

今年度の学校給食の提供は、小学校195日、中学校196日間実施し、3月25日で終了しました。

令和7年度の学校給食は、小学校が始業式の翌日4月8日から開始、中学校は入学式が午後のため2、3年生については、4月7日より開始します。

教 育 長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）質問もないようですので、教育長の諸報告を終わります。

日程第3 議案第8号 藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則の一部改正について

教育長（田中政文君）次に、日程第3、議案第8号、藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第8号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則は、教育委員会事務局等の事務の分類、職位の設定、職務権限、事務執行体制等並びにこれらの補完機能についての基本的事項を定めることにより、責任ある執行体制を確立し、事務の適確かつ能率的な処理を図ることを目的として定められております。

今回の改正について、第1条の改正は、令和7年4月1日付けの機構改革に伴うもので、文化財保護課に属する係を「文化財保護係 埋蔵文化財係 世界遺産係」の3係から「文化財活用係 埋蔵文化財係」の2係に改めるものです。

次に、第2条の改正は、令和7年10月1日付けで藤岡市民ホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例が施行されることに伴い、生涯学習課の分掌事務の中から市民ホールに関するものを削るものです。

第1条と第2条で改正の目的と施行期日が異なりますが、1つの一部改正規則で段階的に改正を行うものです。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第8号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

委員（高橋祐紀君）世界遺産係が一緒になったというか。削れた形になっていますが、ここに至る理由や経緯を教えていただければと思います。

教育長（田中政文君）教育総務課長。

教育総務課長（山下由希子君）文化財保護課の文化財保護係と世界遺産係が1つになり、文化財活用係と名称を変え、3係から2係の体制となります。高山社跡は昨年、世界文化遺産登録10周年の節目を迎えたことから、藤岡市の多くの文化財と同様に、未来へ引き継ぐための保存と活用に向け推進することから、係を統合し文化財活用係となるものでございます。高山社跡は母屋兼蚕室復元に向けた工事が今年度の令和6年度から7年計画で行われており、分教場当時の高山家の姿に戻すことを目標に、史跡高山社跡保存整備委員会などの専門家の意見を伺いながら検討を進めております。世界遺産係は統合されますが、世界文化遺産として高山社跡の保存活用事業は、これからも継続して行ってまいります。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第8号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第8号、藤岡市教育委員会事務局等職務執行規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第9号 藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第4、議案第9号、藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第9号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程は、教育委員会事務局等の文書の取扱いについて、必要な事項が定められております。

今回の改正は、令和7年4月1日付けの機構改革に伴うもので、別表第1で文化財保護課の文書取扱責任者を「文化財保護係長」と定めているところを「文化財活用係長」に改めるものです。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第9号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第9号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第9号、藤岡市教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第10号 藤岡市立小学校、中学校管理規則等の一部改正について

教育長（田中政文君）次に、日程第5、議案第10号、藤岡市立小学校、中学校管理規則等の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第10号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）令和7年3月5日付け藤岡市立学校設置条例の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、関係する教育委員会規則を整理するものです。

第1条の改正は、藤岡市立小学校、中学校管理規則第38条第3項の表で、西連携型小中一貫校を構成する学校の中から「、藤岡市立日野小学校」を削るものです。

第2条の改正は、藤岡市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則の別表から日野小学校の項を削り、平井小学校の行政区名に日野小学校の就学区域だった第65区から第70区を追加するほか、所要の修正を行うものです。

第3条の改正は、藤岡市教育委員会公印規則から日野小学校に関する公印として定めのある藤岡市立日野小学校印、群馬県藤岡市立日野小学校及び群馬県藤岡市立日野小学校長の印、合計3個を削るものです。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

なお、第2条の改正で就学区域から第64区がなくなるのは、藤岡市行政区設置条例の一部改正で平成30年11月に第64区がなくなり、第63区に統合されましたが、藤岡市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則に改正漏れがあったため、今回、併せて改正するものです。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第10号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第10号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第10号、藤岡市立小学校、中学校管理規則等の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第11号 藤岡市共同学校事務室運営要綱

の一部改正について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第6、議案第11号、藤岡市共同学校事務室運営要綱の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第11号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）共同学校事務室は、小中学校に配属された学校事務職員の資質向上や連携強化のため、令和3年4月1日に現在の拠点校と連携校の組み合わせで運用が始まりました。

今回の改正について、第1条の改正は、令和7年4月1日付けで鬼石小学校を拠点校とする共同学校事務室から、多野郡の連携校を独立させる方針が群馬県教育委員会学校人事課から発表されたことに伴い、別表第1の規定を改めるものです。

次に、第2条の改正は、令和8年4月1日付けで藤岡市立日野小学校を藤岡市立平井小学校に統合することに係る藤岡市立学校設置条例の一部改正が公布されたことに伴い、別表第1の規定を改めるものです。

第1条と第2条で改正の目的と施行期日が異なりますが、1つの一部改正規則で段階的に改正を行うものです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第11号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第11号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第11号、藤岡市共同学校事務室運営要綱の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第12号 令和7年度藤岡市教育委員会教育方針について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第7、議案第12号、令和7年度藤岡市教育委員会教育方針について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第12号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）令和7年度藤岡市教育委員会教育方針をご覧ください。藤岡市教育委員会

は、教育行政方針の基本理念及び基本方針に基づき、令和7年度の教育委員会各課の方針と事業計画をまとめたものです。

それでは、教育総務課からご説明いたします。教育総務課では、安全で安心な学校施設及び設備の計画的な整備を進め、教育環境の向上を図ります。また、奨学金制度の普及に努めます。

次に各事業の主なものを説明いたします。

小学校施設維持管理事業では、美九里東小学校の音楽室の冷暖房設備更新工事、中学校施設維持管理事業では、体育館改修工事に関連して西中学校の実施設計業務と北中学校の改修工事を予定しています。

体育館の改修内容は、老朽化の進む屋根の改修やトイレの洋式化、多目的トイレの設置等を行い、機能の充実を図るものです。

また、小中学校に共通して記載があります、LED照明器具借上は、小中学校の校舎と体育館の照明をLED化する事業です。LED照明器具借上については、リースの手法によりLED化するため、器具借上という表現となります。

また、奨学金貸付事業及び多野しんきん育英会奨学金事業につきましては、引き続き実施するとともに、令和7年度より芸術系大学において修学する学生を支援するための給付型奨学金制度、千美文化芸術奨学金事業を新たに開始いたします。

学校教育課長（佐藤淳君）「1. 方針」ですが、コミュニティ・スクールの推進を基盤とする小中一貫教育の充実により、笑顔、やる気、希望に満ちた子どもたちを育てます。小中一貫教育の充実では、一貫校として9年間を見通したカリキュラムのもと、目指す子ども像の実現に向けた取組みを推進いたします。特にこれまで、ここでは、このあとはを踏まえた子ども主体の授業づくり、子どものやる気を育てる生徒指導に重点を置き、教育の充実を図ります。

コミュニティ・スクールの推進では、学校運営協議会、地域学校協働本部の組織的な取組みを推進し、学校課題の解決、学校教育の充実を図ってまいります。

続いて「2. 事業計画」です。主な事業は学校教育指導事業、小中一貫教育推進事業、英語指導助手設置事業、にじの家運営事業、教育研究所運営事業、通級指導事業です。

まず、学校経営の改善・充実では、主体的、対話的、深い学びのため一人一台端末の有効活用による個別最適な学習と協働的な学習の一体的推進を図ります。また、一番下にありますが、校内教育支援センターの設置等による誰一人取り残さない不登校対策を進めます。

学力向上ですが、思考のヒントとなるつなぎ教材を工夫し、児童生徒が主体的に問題

解決を図り、思考力、判断力、表現力などの考える力、知識技能の定着、非認知能力の育成を図ります。その際、安全安心な学級において魅力的な課題設定、子どもに任せる時間の確保等を意識し、子ども主体の授業づくりを進めます。

次にやる気の生徒指導ですが、小中9年間を通し、学校生活のあらゆる場において、子どもたちのよさを認め、ほめ、伸ばす指導、生徒指導の4視点を生かした指導を推進し、子どものやる気、意欲を育みます。特に学校生活の中心の場である授業においては、ネームプレートを活用して子どもたちの学ぶ意欲を高めます。

次にいじめ対策ですが、管理職の責任と役割の明確化、いじめ防止担当教員を核とする組織的な対応、いじめ問題解決に向けた教育懇談会、いじめ問題解決に向けた子ども会議の共通理解により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

次に特別支援教育の充実ですが、児童生徒の障害の状態等に応じて組織的、計画的に指導してまいります。

最後に読書活動では、各校での朝読書の推進、家読の日等、家庭を巻き込んだ読書活動の充実を図ります。

生涯学習課長（塚本健次君）方針としては今年度に引き続き、人権に関すること、青少年の健全育成に関すること、関孝和先生顕彰事業の充実に関すること、総合学習センターや地域づくりセンターでの学習活動の充実に関すること、ボランティア活動への支援に関することの5つを進めていきたいと考えております。

続いて「2. 事業計画」ですが、「1. 方針」に沿って、人権教育推進事業では小中学生から人権に関する標語、作文、ポスターの募集、また、人権啓発指導者養成講座、人権講演会等を行います。

集会所運営事業では、集会所利用者への人権学習など、人権意識の普及、高揚を図り、市民一人一人が人権を尊重する社会を目指します。

二十歳を祝う会事業では、二十歳を迎える若者を激励祝福するために記念式典を実施します。

青少年対策事業では、補導員や青少年育成推進員等の協力をいただき、街頭補導や学習支援、相談業務を行い、青少年の非行防止と健全育成に努めます。

生涯学習推進事業では、市民夏期大学や関孝和先生顕彰全日本珠算競技大会の開催、また出前講座等の実施により生涯学習の推進を図ります。

総合学習センター管理事業では、利用者が快適に施設を利用できるよう適切な維持管理に努めます。

市民活動支援事業では、安心してボランティア活動が行えるよう、保険制度の補助や

活動の支援を行っていきます。

最後に情報発信では、ホームページのほか、藤岡市公式ツイッターやLINE、YouTubeなどのインターネットを通じ、市民の方々へ適切な情報発信を図ってまいります。

文化財保護課長（嶋村博通君）文化財保護課ではその方針といたしまして、史跡や文化財施設の整備充実に努めること、歴史文化財の保護、調査、保存、活用を通して市民プライドの向上を図ることを掲げております。

事業計画といたしましては、文化財保護・活用事業ということで、文化財管理事業。こちらは三波川（サクラ）やヤリタナゴ、毛野国白石丘陵公園史跡整備といった事業を展開してまいります。

それから高山社跡の保存整備を引き続き進めてまいります。

それから高山社跡の管理事業につきましては、高山社の顕彰ということ。こちらを進めて高山社の事跡に対する理解を深めていただけるような活動を進めてまいります。

それから文化財の保護、啓発、普及活動ということですが、歴史民俗資料をいろいろ収蔵しておりますので、これらの活用の一環ではありますが、こちらの公開や管理、貸し出し等を行ってまいります。

また学校をはじめ各種生涯学習団体の見学、問い合わせ等への対応を行ってまいります。

それから文化財収蔵庫管理事業。こちらは藤岡歴史館の事業ということでございますが、年3回の企画展の実施、それから引き続き藤岡デジタル博物館で情報の公開を進めてまいります。

それから埋蔵文化財の事業といたしまして、発掘調査を進めてまいります。来年度は引き続き保美地区遺跡群の発掘調査が大きなものとなりますけれども、そのほかに毛野国白石丘陵公園の史跡整備に伴って十二天塚、十二天塚北古墳という白石稻荷山古墳のすぐ北側に連なる古墳なのですけれども、そちらの調査を進めていくということを予定しております。

スポーツ課長（岸憲彦君）「1. 方針」としましては、地域スポーツの推進を図るため、市内の体育施設や学校の体育施設を活用し、スポーツを通して市民の方々の体力の向上や健康の保持増進に努めてまいります。

また、スポーツに親しみ、楽しむことが出来るよう、各種スポーツ大会や教室等を開催し、スポーツの振興を図ってまいります。

なお、感染症対策及び熱中症対策を踏まえた環境下での安全で安心なスポーツ活動を

実施してまいります。

「2. 事業計画」といたしましては、大規模スポーツイベントを含め、年間を通して市民スポーツ大会や市民スポーツ教室を計画的に開催いたします。

また、市内小中学校の体育施設をスポーツの実践の場として、地域住民へ開放いたします。

このほか、軽スポーツの推進では、年間を通して出前講座等を実施、スポーツ指導者の育成では、講習会や研修会へ参加していただき、指導者の資質向上に努めてまいります。

学校給食センター所長（木島尚美君）学校給食センターでは安全安心な学校給食を提供すること、栄養摂取基準を満たすように献立の工夫に努めること、児童生徒が望ましい食習慣や食に関する正しい理解と適切な判断力を身に付けられるよう各学校と連携し、さまざまな機会での食育活動を推進することを方針として掲げております。

8ページをご覧ください。事業計画となります。学校給食提供事業では小学校195日、中学校196日の給食を予定しております。食育アレルギー対応事業ではアレルギー担当栄養士を中心に調理の委託業者、保護者、学校と連携を密にして確実に提供を進めてまいります。令和7年度の対応食は小学生が18名、中学校3名、合わせて21名への提供を予定しています。食育推進事業では群馬県の食育実践協力調理場の指定を受けておりますので、各学校と連携を図り、給食時学校訪問など計画をし、実施するほか、保護者に向けた食育情報を給食実施日に市の公式LINEを活用し配信してまいります。学校給食徴収業務では、市外から通学する児童生徒と教職員の給食費の口座振替による徴収と、学校給食費の滞納整理につきましても適正な債権管理に努めてまいります。令和6年度より実施しております学校給食費無償化事業につきましては、令和7年度も同様に実施してまいります。

教育総務課長（山下由希子君）以上で説明を終わります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第12号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委 員（高橋祐紀君）今、ここで聞くべきことか分かりませんが、非認知能力の指定校の指定を受けている学校があるかと思えます。学校教育課にお聞きしたいのですが、その後、それに関しての経過や結果というのですかね。非認知能力に関しての指定校を受けたことで研究成果とか方針が見えたことがありましたら教えていただきたいのですが。

教 育 長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）小野中学校が県の指定を受けて、非認知能力の指定研究をしています。この指定は1年指定ではなくて複数年指定になっております。県の指定を受けると多くは指定研究発表会のような形で指定研究の成果を発表するのですが、この非認知能力に関しては字のとおり見えない力であることもあり、授業公開や研究発表という形では実施しません。ただ、どういう研究をしたのかをまとめて令和7年度発表する予定です。令和8年度まで研究は続ける予定ですが、今のところ進捗状況としては、校内で非認知能力を育成するための授業の展開の仕方について形をつくり、それに向けて全部の教科で取り組んでいるという状態で、先生も子どもたちも非常に良い状況であるという話は聞いているのですが、詳しいところに関しては来年度、ある程度まとまったところでご報告したいと思います。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

内田委員。

委 員（内田孝嗣君）何点か意見になりますけど、コメントをさせていただけるとありがたいと思います。まず2ページなのですが、上から3つ目の「一人一台端末を効果的に活用した個別最適な学びに向けた授業実践」とあるのですが、今、いろいろなものを拝見しておりますと個別最適と協働的な学びの一体的充実などという文言がセットで書かれていることが多いかと思います。下の方に行きますと一体的な推進と書いてありますので、特に問題はないかと思うのですがこの辺について何かお考えがあったら聞かせていただきたいのですけど。

教 育 長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）一人一台端末とはタブレット端末を使った授業のことが書かれています。個別最適というのは学習の個別化、最適化ということで一人一人に応じた使い方をした一人一台端末を活用し、その子にあったドリルであったり、これまでの学びの蓄積を生かし、それを授業の中で使っていくというのが一人一台端末を効果的に活用した個別最適な学びです。

一方、協働的な学びに一人一台端末を使うというのは、端末の中のアプリやソフトを使ってみんなの学び合いに一人一台端末を使うことです。どこかの場面で見いただいたかと思うのですが、児童生徒の考えをタブレットに打ち込んだり書き込んだりしたものを黒板に出して、一人一人の意見に対してみんなで意見を言い合って、お互いに学びを作り上げていくというのが代表的な協働的な学びです。

一人一台端末の使い方には、個別最適に使う良さ、協働的に使う良さがあり、それぞれを生かしながら学びを進めていきますということなので、ちょっと伝わりづらかった

かなと思うのですが、一人一台端末を使ってただ単にその子に応じた問題を解くという使い方だけではなくて、タブレットを使ってお互いに学びを深めたり、高めたり、ブラッシュアップしたりという使い方を藤岡市ではしております。

委員（内田孝嗣君）明確な意図をもって方針と計画の文言の内容が違うということなのですね。分かりました。もし継続的な文言として使っていたらどうなのかと思って伺わせていただきました。

次に4ページですけれど、生涯学習課の方針の中で総合学習センターの整備充実を図りますということが記載されていたと思うのですが、生涯学習課の中でどのように整備充実を図るのかというような具体的なイメージはあるのですか。

教育長（田中政文君）生涯学習課長。

生涯学習課長（塚本健次君）総合学習センターの方なのですが、今、散歩や走る方がゴムチップと言って周りにあるのですが、そちらを使っていたらいい、かなりの方が散歩やマラソンをなさっています。それが経年劣化してきて崩れてとか壊れてきているとか、穴までは開いていないのですが、かなり痛んできましたので、来年度と再来年度の2か年計画でゴムチップの改修工事の方を行って、快適に使っていただくと考えております。

委員（内田孝嗣君）ありがとうございます。私も夜走るときがあつて、足元が悪いとちょっと怖いと思うときがありました。よろしく願いいたします。

あと6ページなのですが、文化財保護課ですが、来年度、確か文化財保存活用地域計画を編纂するといった話があったかと思うのですが、せっかくであれば事業計画の中にその文言を入れてはいかがかなと思ったものですから、意見を言わせていただきました。それは意見だけなので、ちょっとご検討いただいて事業計画の中に入れられるものであれば、地域計画についても入れてみてはいかがかなと思いました。

もう1つ7ページなのですが、スポーツ課でございますが、これは私の感想なのですが、上から2つ目の丸の「感染症対策及び熱中症対策を踏まえた環境下での安全・安心なスポーツ活動を実施します」と書いてあるかと思うのですが、確かにコロナのときはこの文言はまさに的を得ていたかと思うのですが、今、新しい生活様式といいますがウィズコロナで、感染を予防するために体を動かすというような時代になっているので、この文言のままでいいのかと感じたものですから、もう1回ご検討していただければいいのかなと思いました。感染症対策と言われるとマスクをしたり、手指消毒をしたりというような印象が先に浮かんでしまうものですから、これも継続的な文言として使っているのであれば表現を変えたほうがいいのかなと思いました。

教 育 長（田中政文君）スポーツ課長。

スポーツ課長（岸憲彦君）ありがとうございます。大会や教室を開くときに各競技団体と相談をさせてもらっていますが、コロナの時ほど具体的なことは書かないのですが、要項などにマスクの着用についても個人の判断によりという文言を入れておいてもらいたいと団体が希望するパターンもあります。参加者が子どもたちですと微熱があっても参加したいという方がいて、少し熱があるのですがどうしたらいいですかと相談を受けるのですが、団体としては体調不良の方には参加を控えてもらいたいというような考えもありまして、競技団体によっては要項の中に記載して入れることもあります。だいぶ感染症も落ち着いてきていて、今年度もコロナで何かトラブルがあったということもないですし、インフルエンザで参加者が申し込みをしたのですが出られないといったことが多少あったのですが、大会や教室は開催できているので、いただいた意見を競技団体と相談しながら、違った形で表記しながら検討していけたらと思っております。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

貫井委員。

委 員（貫井真由美君）給食センターなのですが、アレルギーの対応食ってどういふふうにしてらっしゃるのかなと思って。生死に関わることなのでとても大変なことだと思うのですが、21人のアレルギー対応食をどういう感じで作られているのか、いつも気になっていたのを教えていただければと思います。

教 育 長（田中政文君）学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君）令和7年度、来年度なのですが、初めて20人を超える21人ということで、今年度は17人ですが、やはり年々増えてきております。学校給食センターでアレルギー対応食というのは基本的に除去食になっています。卵、牛乳、乳成分を除くという対応を取っております。アレルギー専用の調理室がございます。例えば卵入りのかきたまスープなんかですと、アレルギーの子たちには食材に卵を使う前から入らないよう、卵を除いたものを提供するということなので、給食センターで作るもので卵、乳成分を使用したものは除くという対応をしています。21人おりますので、各学校ごとにその子用にA君、B君、C君という名前を全て書いて学校ごとに分けて、一人ずつかごに入れて、間違いがないように誰君の分と2人でチェックして、それをしっかり配送さんに持ってもらって、学校に行けば学校で必ず教頭先生か養護の先生が受け取って、誰の分、誰の分とチェックして、必ず確実にその子の元に行くように配送についても注意をしております。調理については基本除去という形を取らせていただいております。

委員（貫井真由美君）除去についても例えば調理器具なんかも別ということなのか。

教育長（田中政文君）学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君）アレルギーの除去食を作る部屋にはアレルギーとなるものが一切入らないようになっておりますので、調理器具についても別のものを使って調理をしております。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）学校給食の関係なのですが、私は無償化になったわけなので給食費の徴収業務はないかと思っていたのですよ。課長の説明の中で市外から通っている子の分ということも分かったのですが、藤岡市の住民でないと無償化の対象にはならないということなのではないでしょうか。

教育長（田中政文君）学校給食センター所長。

学校給食センター所長（木島尚美君）委員さんのおっしゃるとおりなんです。藤岡市民であれば無償ということなのですが、市外から通ってくる児童生徒は少ないのですけれども給食費を納めていただきます。藤岡市の学校給食センターから群馬県立の特別支援学校の方にも給食を児童生徒の分と教職員の分も届けております。

委員（秋谷雅文君）事務的にはわずかな額なのでしょから藤岡市で面倒を見てもいいのではないかと思ったのですけど。

学校給食センター所長（木島尚美君）藤岡市が完全無償化を令和6年度から実施するに当たりましては、まずは市民ということで、そのようなことになっておりますので、市外の方はご協力いただいているという状況です。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

高橋委員。

委員（高橋祐紀君）スポーツ課です。学校施設の開放ということで書いてありますが、これは現状かなり開放されているという状況があってそれを維持していきたいという感じなのか、まだ開放できる余地があって、これは目標という形でもっと開放できるのではないかという意味合いが含まれているのかをお聞きしたいのですけど。

教育長（田中政文君）スポーツ課長。

スポーツ課長（岸憲彦君）現状、全ての学校の体育館と校庭が開放できる形になっていて、新たにということではなくて現状維持ということなんです。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第12号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第12号、令和7年度藤岡市教育委員会教育方針については、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第13号 藤岡市奨学資金の貸与決定について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第8、議案第13号、藤岡市奨学資金の貸与決定については、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書の規定により、議事を非公開といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

それでは事務局より議案第13号、藤岡市奨学資金の貸与決定について説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第13号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市奨学金制度は、藤岡市奨学資金貸与に関する条例及び条例施行規則に基づき、進学の実欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与しているものです。

令和7年度は、令和7年2月3日から2月28日までの申込み期間中に、専門学校への進学4名、大学への進学又は在学が26名、合計30名の申込みがありました。

3月12日に藤岡市奨学資金運営委員会を開催し、貸与について運営委員会の意見を聴取しましたところ、保護者等の所得要件、学校長の推薦などについて30名全員が貸与要件に合致しており、30名全員に貸与することが適当であるとの意見をいただきましたので、奨学金貸与の決定をお願いするものです。

なお、配布いたしました名簿につきましては、会議終了後に回収させていただきます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第13号について説明がありました。ご

質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君） ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第13号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君） 異議がないようですので、議案第13号、藤岡市奨学資金の貸与決定については、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第14号 藤岡市中学校部活動指導員配置 促進事業実施要綱の一部改正に ついて

教 育 長（田中政文君） 次に、日程第9、議案第14号、藤岡市中学校部活動指導員配置促進事業実施要綱の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君） 議案第14号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容） 藤岡市中学校部活動指導員は、現在9名を配置しており、配置に当たっては部活指導員配置事業県補助金を活用しています。

本要綱第6条第3項ただし書では、同じ学校に部活動指導員として配置される期間を最大3年と定めております。これは本要綱が施行された時点の県補助金の対象条件に合わせて設定されたものでした。しかし、その後、県の補助事業要領が一部改正され、これまで最長3年間だった期間が、最長5年間、令和7年度までに部活動の地域連携及び地域移行に資する取組みを実施する場合は5年以上という条件に延長されました。これには部活動の地域移行が円滑に進むよう、指導体制の安定化を図る狙いがあり、今後も期間は延長される傾向にあると考えられます。

今回の一部改正は、最長3年間と規定された第6条第3項ただし書を削ることで、本要綱上の期間の上限を撤廃し、実際の配置に当たっては県補助金の対象期間を考慮しながら、部活動指導員の配置と地域移行の取組みを進めてまいります。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

教 育 長（田中政文君） ただ今、事務局より議案第14号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）このただし書を削除するということで、改正後、これを読むと非常に分かりづらいのですが、私の認識では1年間を期間にして必要があればどんどん継続されていくと読めたのですが。その辺はいかがなのでしょう。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）同じ学校で同じ指導員の方が継続して指導してくださることが児童生徒のためであるというのがまず一つあるのですが、この事業をするのに当たって県の補助金を受ける条件が、最初は3年までという上限が付いていたので、その上限に合わせて藤岡市のこの要綱も3年までは同じ人を部活動指導員としていいとしていました。ただ、その後、県の方で事情が変わり、5年になったり、しっかりと部活動の地域移行について考えて工夫している場合は5年なり7年なりというふうに長い間部活動指導員を使っていいということになりました。藤岡市は単独でも部活動地域移行について取り組んでおりますので、県の補助金の条件が3年ではなくて5年以上も対象となったので、3年という制限を削るということで、もちろん1年ごとをお願いするのですが、継続が最長3年だったものを何年縛りというのをなくしますということになっています。

委員（秋谷雅文君）補助金が5年以上ということであるならば、ここに期間を5年とすると定めてもよろしいのではないですか。あまり長くなると逆にいろいろな問題も起きると思うのですよね。ですから、ある一定の期間で精査する必要性はあるのではないかと思うのですがその辺はいかがでしょうか。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）秋谷委員のおっしゃるとおり、ずっと同じ人が何年も続けるというのは問題があると思いますし、補助金の上限年限というものもありますので、実際の配置に当たっては県補助金の対象期間というものを考慮しながら、部活動指導員の配置と地域移行も進めなければいけないので、そこのバランスを取りながら上限を意識して配置していくということになっております。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第14号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第14号、藤岡市中学校部活動指導員配置促進事業実施要綱の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 0 議案第 1 5 号 藤岡市社会教育指導員の任命
について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 1 0、議案第 1 5 号、藤岡市社会教育指導員の任命
について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚本健次君）議案第 1 5 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）社会教育指導員は、藤岡市社会教育指導員設置に関する規則に基づき、本市
における社会教育の振興と充実を図るために置くもので、主に人権啓発、人権教育の業
務に従事していただいております。主な業務内容は教育委員会主催の各種人権研修会の
講師、市広報の人権記事の執筆、人権教育集会所の維持管理等であります。

高橋博氏には、令和 6 年度より社会教育指導員をお願いしており、業務に精通し、関
係者からも信頼が得られていることから引き続き令和 7 年度においてもお願いいたした
く提案するものであります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 1 5 号について説明がありました。ご
質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決
いたします。

議案第 1 5 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 1 5 号、藤岡市社会教育指導員
の任命については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 1 議案第 1 6 号 藤岡市指定重要民俗文化財の
指定について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 1 1、議案第 1 6 号、藤岡市指定重要民俗文化財の
指定について事務局より説明をお願いします。

文化財保護課長（嶋村博通君）議案第 1 6 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市文化財保護条例第 3 条では市の区域内に存在する文化財のうち、市に
とって重要なものを藤岡市指定重要文化財、藤岡市指定重要無形文化財、藤岡市指定重

要民俗文化財、藤岡市指定史跡、藤岡市指定名勝又は藤岡市指定天然記念物に指定することができる」と定めています。

今回対象としている獅子舞は、重要民俗文化財に該当し、藤岡市指定文化財の指定基準に関する要綱第4条第1号に芸能の発生又は成立を示すもの、地域的特色を示すものと定めがございまして、これらに該当すると判断できます。

令和7年1月27日付けで森獅子舞保存会より指定申請の提出があり、この申請を受けて2月12日に開催した令和6年度第2回藤岡市文化財保護審議会で議していただきました。その結果が添付しております具申書であります。また、獅子舞の様子は別に参考の写真を付けております。

例年3月の第2日曜日に行われるということでございまして、上毛新聞さんが紹介くださったように、今年は去る3月9日に実施されておるのですが、具申書にありますように、18世紀中頃に始まったと伝わり、以来約270年余り、戦争などによる中断はありましたが、現在に至るまで森の飯玉神社春季例大祭において必ず獅子舞奉納が行われていて、江戸時代に起源を持つ三頭立て獅子舞の原型をよく留めており、20演目以上を実演できます。森獅子舞保存会は70名以上の会員を有し、現役の笛と舞の継承者も50数名と多く、後継者の育成体制はしっかり整っているということで、藤岡市指定重要民俗文化財に指定するにふさわしいとのご意見でありました。よって、今回、藤岡市指定重要民俗文化財への指定についてお諮りするものであります。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第16号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）指定されることは大変いいと思うのですが、行政側から何か指定されたことによって支援があるのか、その辺をちょっとお伺いしたいのですが。

教育長（田中政文君）文化財保護課長。

文化財保護課長（嶋村博通君）具体的に指定をもってこういう支援がありますというものはございません。以上でございます。

教育長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第16号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第16号、藤岡市指定重要民俗文化財の指定については、原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第17号 藤岡市学校給食センター管理
及び運営に関する規則の一部
改正について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第12、議案第17号、藤岡市学校給食センター管理
及び運営に関する規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）議案第17号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）この一部改正は、給食費を納める必要がある職員と市外から通学する児童生徒に係る給食費について、学校給食用賄材料費の購入実績に基づき物価高騰の影響を受けている賄材料費相当分も加え負担していただく必要が生じたことから、給食費の改定を行うために必要となる規則の一部改正をお願いするものでございます。

具体的な内容といたしましては、給食費の額を定めております別表第1（第9条の2関係）のうち、「小学校児童・職員、特別支援学校小学部児童・職員、学校給食センター職員・業務従業者」の給食費の日額を270円から290円に、「中学校生徒・職員、特別支援学校中高等部生徒・職員、学校給食センター職員」の給食費の日額を310円から340円に改めるものであります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第17号について説明がありました。ご
質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決
いたします。

議案第17号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第17号、藤岡市学校給食セン
ター管理及び運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第18号 藤岡市教育委員会事務局職員
の任免について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 1 3、議案第 1 8 号、藤岡市教育委員会事務局職員の任免について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第 1 8 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）令和 7 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴う内示が 3 月 2 1 日に発表されました。今回の人事異動では市全体で 1 7 5 名の異動があり、教育委員会関係では、転出 9 名、転入 8 名、新採用 2 名、再任用 2 名、部内異動 1 名となり、会計年度任用職員を除いた教育委員会事務局職員の数 は 5 3 名となります。

このうち、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条の規定により、議案となります課長職以上の任免についてご説明いたします。

はじめに解任者でございます。文化財保護課長、嶋村博通が役職定年、スポーツ課長、岸憲彦が人事交流終了で多野藤岡広域市町村圏振興整備組合へ転出となり、それぞれ解任となります。発令は令和 7 年 3 月 3 1 日付けでございます。

次に新任者でございます。文化財保護課長に文化財保護課長補佐兼埋蔵文化財係長の井上勉、スポーツ課長に福祉部福祉課長の高橋紀之が、それぞれ就任いたします。発令は令和 7 年 4 月 1 日付けでございます。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 1 8 号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 1 8 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 1 8 号、藤岡市教育委員会事務局職員の任免については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 4 議案第 1 9 号 藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第 1 4、議案第 1 9 号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第 1 9 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校運営協議会の設置等に関する規則第 7 条には、協議会の委員は 1

2名以内とし、設置学校に在籍する児童又は生徒の保護者、設置学校が所在する地域の住民、設置学校の校長その他の教職員、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者の中から校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命すると規定されています。今回、5つの連携型小中一貫校の校長より3ページから7ページまで各協議会の委員の推薦がございました。東連携型小中一貫校は12名の推薦がございました。6番の方、7番の方、10番の方が新規です。北連携型小中一貫校は12名の推薦がございました。4番の方、5番の方、7番の方、12番の校長が新規です。小野連携型小中一貫校は10名の推薦がございました。1番の方、6番の方が新規です。西連携型小中一貫校は12名の推薦がございました。ここは全員継続です。鬼石連携型小中一貫校は12名の推薦がございました。9番の方、11番の方が新規となります。合計58名の推薦となります。任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日となります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第19号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第19号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第19号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第20号 藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第15、議案第20号、藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第20号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市地域学校協働活動推進員設置要綱では、推進員の数は各一貫校区に2名程度を原則するとあり、第5条に推進員は一貫校区の校長の推薦によると定められています。この度、地域学校協働活動推進員に委嘱しようとする者について、各連携型小中一貫校より各2名ずつ、計10名の推薦がございました。東連携型小中一貫校の2番の方、小野連携型小中一貫校の2番の方が新規です。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第20号について説明がありました。ご質問又はご意見がありましたらお願いします。

内田委員。

委 員（内田孝嗣君）北連携型小中一貫校の推進員の2番の方ですけど、学校運営協議会委員の中に入っていないかと思うのですが、確か1年前でしょうか、当初、地域学校協働活動推進員で学校運営協議会委員でない方がいたので、入らなくてもいいのかということ、この会議の場で質問をさせていただいたことがあるのですが、その後、やはり両方とも入っていた方がいいということで、学校運営協議会の方にも入られた方がいらっしゃるのですよね。つまり、円滑性を考えると両方在籍していた方がいいということになったという前例があるのですが、それを踏まえて今回は入っていないかという判断でしょうか。

教 育 長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）もちろん内田委員のおっしゃるとおり兩名とも学校運営協議会にメンバーでいてくだされば、その辺の連動性は高まると思います。またいろいろな規則を見ても2名必ず入っていないてはならないというのはなくて、この連携をしっかりと取るというふうに決められています。そこで前回、当初は学校運営協議会に入っていなかったのですが、入ったほうがいいであろうということで、急遽、学校運営協議会の委員に入っていたほうがいいということで、教育委員会の方で認めていただいた方がいました。学校運営協議会の上限は各一貫校で12名ということが決まっています、その方に関しては小野連携型小中一貫校の方だったのですが、小野連携型小中一貫校だと学校が2つで12名、例えば東連携型小中一貫校だと4校の小中学校の中から12名となりますので、小野連携型小中一貫校は少し余裕があります。今回の方は北連携型小中一貫校ですので12名の枠というのを十分取った上で1人入ってくださっている、その方に連携のパイプ役をしていただいて、実際の協働活動を2番の方には中心でやっていただくということで、本当は入りたいところではあるのですが、入れない事情もありこういうふうになっています。

委 員（内田孝嗣君）分かりました。ありがとうございます。

教 育 長（田中政文君）ちょっと補足すると、今、課長が言ったように、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会委員に必ず入らなければいけないとか、何人入らなくてはいけないという規則や規程がありませんでした。何年か前に藤岡市のコミュニティ・スクールという冊子を作った時にこの学校運営協議会のメンバーで連携部の人が地域学校協働活動推進員になることが望ましい、1人はそうであってほしいというような記述

があるだけです。それなので、この間、学校教育課長とも相談して、その辺をもう少しはっきりとうたったほうがいいのではないかとということで、連携をしっかりとっていくために、学校運営協議会連携部の方と地域学校協働活動推進員の方の連動を保つ意味で少し文書化していこうという相談をしていますので、今のご意見を参考にまた進めたいと思います。ありがとうございます。

他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第20号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第20号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第16 議案第21号 藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第16、議案第21号、藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚本健次君）議案第21号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）青少年センター運営協議会は、藤岡市青少年センター設置条例第5条に設置することが定められており、同条例第6条及び同条例施行規則第4条に、関係行政機関の職員並びに学識経験者の中から12名以内の委員を教育委員会が委嘱することが定められております。

現在は子ども課長を委員に委嘱していますが、令和7年4月1日付けの市の組織機構改革により、子育て応援課が新設されます。同課は家庭児童相談を分掌し、青少年センターの事業とも密接に関わるため、現在、委嘱している子ども課長に加え、子育て応援課長を委員に委嘱することが最適であり、藤岡市青少年センター設置条例第6条第1項の規定により、子育て応援課長を委員に委嘱するものです。なお、任期については他の委員と同じく、令和8年6月30日までとします。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第21号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君） ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第21号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君） 異議がないようですので、議案第21号、藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

閉 会

教 育 長（田中政文君） 以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 16時25分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和7年4月21日

教育長 田 中 政 文

書 記 温 井 謙 人